

熊谷市営本町駐車場休憩室の目的外使用の許可基準に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊谷市営本町駐車場(以下「本町駐車場」という。)の休憩室を駐車場管理に支障のない範囲で、「地域住民の集会」の使用の許可に関し必要な事項を定めるものとする。

(地域住民の集会)

第2条 地域住民の集会とは、おおむね、次の団体が主催するものとする。

(1) 自治会 (2) 商工関係団体 (3) 社会教育関係団体

(4) 社会体育関係団体 (5) 福祉関係団体

2 その他市長が必要と認める団体集会とする。

(利用時間等)

第3条 休憩室の使用時間は、午前7時30分から午後11時までとする。

ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、それぞれの時間を変更することができる。

(使用手続)

第4条 休憩室を使用する場合の手続きは、次のとおりとする。

(1) 休憩室を使用しようとするときは、休憩室目的外使用許可申請書(様式1号)を原則として、使用希望日の1ヶ月前から3日前(ただし、土日祝日は含まないものとする)までに市長に提出し、あらかじめ許可を得なければならない。

(2) 市長は、前号の申請があったときは、速やかに審査し、休憩室目的外使用許可書(様式第2号)を申請者に交付する。なお、不許可の場合は、その理由を付して申請者に通知するものとする。

(使用許可の取り消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可を取り消すものとする。

(1) 政治的活動のための使用

(2) 宗教活動のための使用

(3) 営利を目的とする使用

(4) 利用者が許可条件を守れないと認められたとき。

(使用者の責務)

第6条 使用者は、この要綱及び別に定める許可条件を遵守し、休憩室の保全に努めること。

- 2 使用者が休憩室を損傷したときは、その損害について賠償するものとする。
- 3 使用中に生じた自己の責に帰する事故に係る責任は、使用者又は使用団体が負うものとする。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月20日決裁)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。